

健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書

大阪港湾健康保険組合（以下「組合」）と事業所（以下「事業所」）は、「組合」が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導並びにその他の保健事業と、「事業所」が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査、健康指導の共同推進を目的に、以下のとおり覚書を取り交わすこととする。

1. 目的

被保険者の中長期的な生活習慣病予防のため、健診事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

2. 共同推進

上記目的を達成するため、「組合」及び「事業所」は共同で実施する事項について以下のとおり定め、各々の事業を推進する。

- (1) 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後フォロー
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨
- (3) その他、健康増進に係る保健事業

3. 留意事項

利用目的を生活習慣病予防のための健診事後フォロー並びに受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）、被保険者の健康増進事業に限定し、「事業所」が実施する健康診査の結果を互いに共有することとする。また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意するとともに、被保険者への周知を徹底する。

4. 費用負担

「組合」及び「事業所」は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

5. その他

「組合」及び「事業所」は、本覚書を証とするため2通作成し、双方記名捺印のうえ各1通を所持する。

本覚書は、平成30年4月1日より有効とする。

平成〇年〇月〇日

大阪港湾健康保険組合

事業所名称

理事長 川田 宏行 

代表者氏名 